

令和4年11月市議会 教育厚生委員会資料

第151号議案 長崎市立小学校条例の一部を改正する条例

目次		ページ
1	条例改正の概要	3
2	南小学校と茂木小学校の児童数等	3～4
3	保護者・地元説明会の開催状況	4
4	保護者及び地域との協議経過	5～6
5	通学区域	7
6	要望書「長崎市立南小学校の統合について」	8
7	スクール専用交通制度	9～10
8	長崎市立小学校条例新旧対照表	11

教育委員会

令和4年11月

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

児童数が減少していること等を勘案し、南小学校を茂木小学校に統合するのに伴い、南小学校を廃止するため。

(2) 施行日

令和6年4月1日

2 南小学校と茂木小学校の児童数等

(1) 児童数及び学級数(南小・茂木小)

令和4年5月1日現在

学校名	区分	通常学級						計	特別支援学級	合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
南小	児童数	0	1	2	0	2	2	7	0	7
	学級数	0	1	複式	0	1	複式	2	0	2
茂木小	児童数	17	25	26	23	25	21	137	6	143
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2	8

(2) 児童数及び学級数の推移

各年5月1日現在

学校名	区分	H30		R1		R2		R3		R4	
		通常	特支								
南小	児童数	10	0	8	0	10	0	10	0	7	0
	学級数	3	0	2	0	3	0	3	0	2	0
茂木小	児童数	143	4	148	1	150	3	160	5	137	6
	学級数	6	2	6	1	6	2	7	2	6	2

(3) 校地の状況

		南小学校	茂木小学校
全体		14,652㎡	13,350㎡
内訳	建物敷地	4,070㎡	5,549㎡
	運動場	4,731㎡	4,396㎡
	その他法面等	5,851㎡	3,405㎡

(4) 建物の状況

	南小学校			茂木小学校		
	構造 (主な建物)	延床面積	建設年月 (主な建物)	構造 (主な建物)	延床面積	建設年月 (主な建物)
校舎等	鉄筋コンクリート造4階建	2,606㎡	昭和58年3月	鉄筋コンクリート造4階建	3,540㎡	昭和48年3月
体育館	鉄骨造2階建	511㎡	昭和48年3月	鉄骨造平屋建	601㎡	昭和49年3月

3 保護者・地元説明会の開催状況

(1) 保護者向け説明会

- ・日 時：令和4年7月1日（金） 19時～
- ・場 所：南小学校図書室
- ・参加者：児童の保護者(全4世帯)、森自治会長(千々地区)、山崎自治会長(大崎地区)校長、教頭
- ・結 果：令和6年4月1日での統合に全保護者が同意（スクールタクシー運行が条件）地元については自治会長判断とはできないため、地区毎に地元説明会の開催を要望される。

(2) 大崎地区 地元説明会

- ・日 時：令和4年8月5日（金） 13時30分～
- ・場 所：大崎町びわ集出荷場
- ・参加者：山崎自治会長ほか15名
- ・結 果：千々町は為石小に統合とする選択肢や大崎町と千々町で通学区域を分けることについての是非、避難所としての学校施設存続要望、スクールタクシーの継続実施などについて意見が出された。
⇒ 最終的に統合を進めることに了承

(3) 千々地区 地元説明会

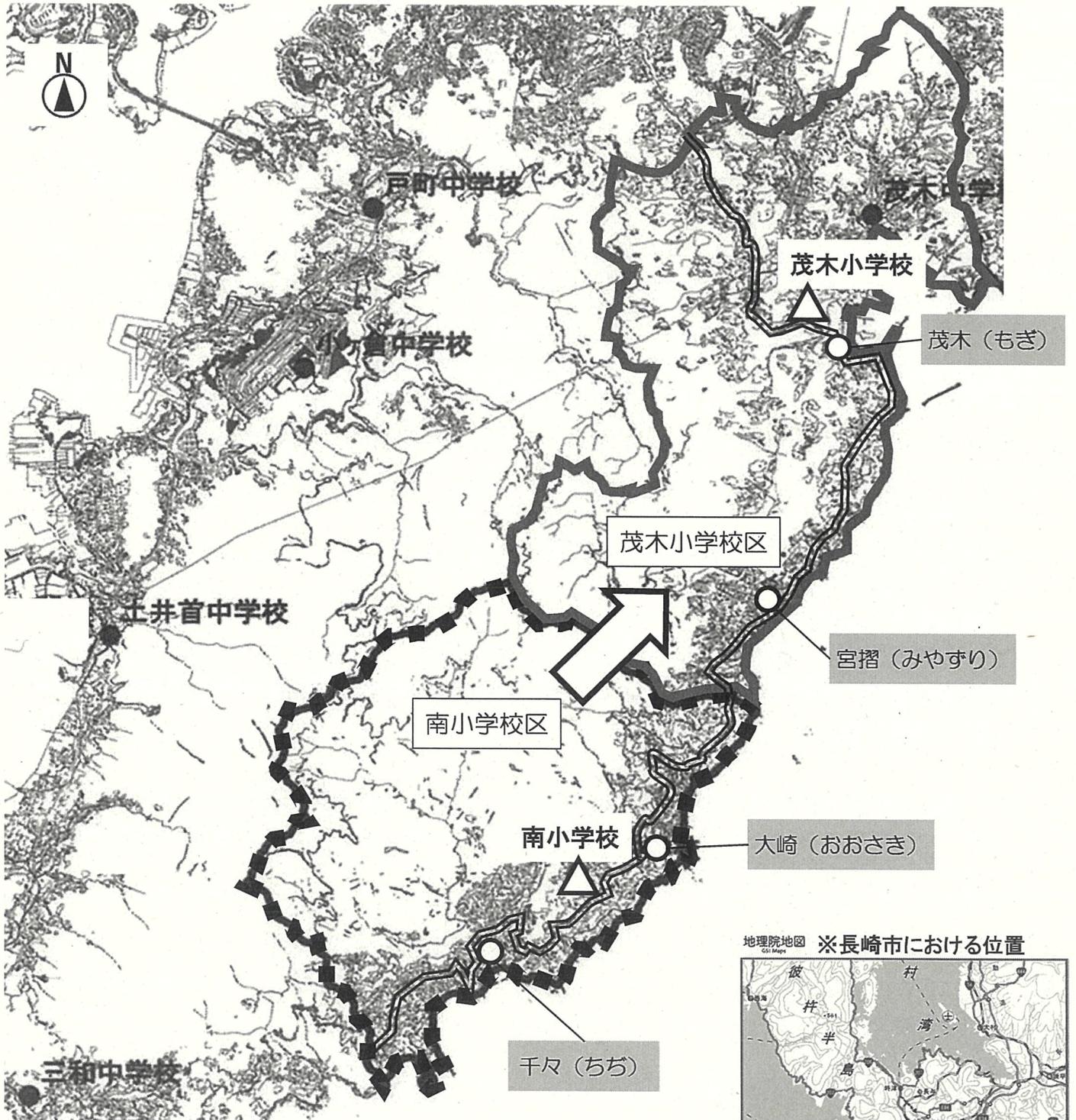
- ・日 時：令和4年8月6日（土） 19時～
- ・場 所：千々地区営農研修所
- ・参加者：森自治会長ほか29名
- ・結 果：南小学校を残してもらいたい意向はあるが、現状の児童数の見込みから考えると統合は致し方ないとの意見あり。その他避難所としての学校施設の存続、閉校に向けた取り組みへの支援、跡地活用の検討要望などが出された。
⇒ 最終的に統合を進めることに了承

4 保護者及び地域との協議経過

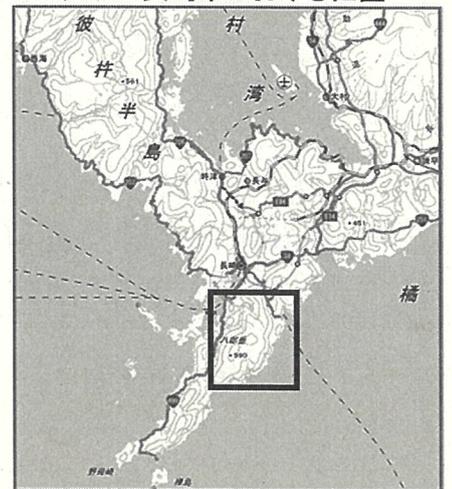
日付	概要
平成 29 年 5 月～6 月	南小・中育友会長、南校区連合自治会長への説明
平成 29 年 6 月 18 日	南小・中保護者との意見交換会（29 名） ⇒「交通手段がなく、通学が難しい」「統廃合により地域が廃れてしまう」などの意見が出された。
平成 29 年 6 月～7 月	南小・中保護者向けのアンケート（自由記載）を実施 ⇒（回答数）22 世帯中 15 世帯 （主な意見） ・通学バスの確保、バス代の補助が必要である。 ・地域のためにも学校は残してほしい。 ・今後のことを考え、早急に進めてほしい。 ・各家庭で通学先を選択したい。
平成 29 年 10 月 1 日	南小・中保護者との意見交換会（24 名） ⇒「保護者だけでなく地域の方も含め話をしたい」「町で三和方面、茂木方面と分かれて統合できるか」などの意見が出された。
平成 30 年 2 月 25 日	南小・中校区関係者（自治会長、育友会長・副会長）との意見交換会 ⇒「保護者でよく話し合ってもらいたい」「未就学児の保護者へも知らせる必要がある」などの意見が出された。
平成 30 年 5 月	南小・中保護者向けの意向調査を実施 ⇒（回答数）23 世帯（未就学児童保護者含む） 「南小の統廃合について」賛成 10 世帯、反対 8 世帯、未回答 2 世帯 「南中の統廃合について」賛成 11 世帯、反対 7 世帯、未回答 2 世帯
平成 30 年 7 月 15 日	南小・中保護者との意見交換会 ⇒「低学年のバス通学が心配」「統合先は一つに絞らなければならないのか」などの意見が出された。
平成 30 年 9 月 17 日	南小・中育友会役員との協議 ⇒統合先の各家庭による選択、スクールバスについて意見が出された。
平成 30 年 10 月 13 日	南小・中保護者との意見交換会（23 名） ⇒統合時期、統合先の選択、スクールバスについて意見が出された。
平成 30 年 10 月 21 日	「統廃合に係る今後の方向性について」保護者主体で投票を実施 ⇒賛成多数で、南小中保護者の意向が「南小中を統合する方向で協議を継続すること」に集約された。 ※賛成 14 世帯、反対 7 世帯（22 世帯中 21 世帯が投票） ※反対多数の場合、統廃合についての協議を中断することとして実施
平成 30 年 12 月 23 日	南小・中保護者との意見交換会（28 名） ⇒「小学校は令和 2 年 4 月 1 日から、中学校は令和 2 年 4 月 1 日から段階的に統合」「統合先は各家庭で選択したい」などの意見が出された。

日付	概要
平成31年2月10日	南小・中保護者との意見交換会（27名） ⇒校区及び通学手段について合意に至らず、統合先、統合時期は未定として協議を継続することとなった。
平成31年3月30日	千々町自治会との意見交換会（41名） ⇒「自治会としては保護者を中心に考えて頂く方向でよい」と合意
平成31年4月14日	大崎町自治会との意見交換会（67名） ⇒統合について反対意見は出されなかった。
令和元年7月24日	「南小・中学校の統合についての要望書」を受理 ⇒「スクールタクシー運行」「指定学校選択」について要望書が提出された。
令和2年1月23日	南小・中育友会役員等との意見交換会（7名） ⇒要望のうち「統合の条件としてスクールタクシーだけは譲れない」「通学先は茂木方面、三和方面どちらでもよい」との意見が出された。
令和3年8月25日	南小・中保護者及び自治会長との意見交換会（10名） ⇒「スクール専用交通を早く導入できていれば既に統合できていたのではないか」「保護者間で協議を行いたい」との意見が出された。
令和3年10月1日	南小・中保護者及び自治会長との意見交換会（10名） ⇒「令和4年4月1日に南中学校を茂木中学校に統合する」ことが決定された。また、「南小学校の統合については継続して協議する」こととなった。
令和3年10月7日	「長崎市立南中学校の統合について」要望書を受理 ⇒南中学校の統合を求めると、併せて「スクールタクシーの運行」「交流授業の積極的な実施」を要望する旨の書類が育友会長及び自治会長連名で提出された。
令和4年4月1日	南中学校を茂木中学校に統合
令和4年7月1日	南小保護者及び自治会長との意見交換会（6名） ⇒保護者は「令和6年4月1日に南小学校を茂木小学校に統合する」ことで意思統一した。併せて両地区で地元説明会を開催し、地元の理解を得ることを決定した。
令和4年8月5日	南小学校の統合にかかる地元説明会（大崎町）（16名） ⇒「千々町を為石小に統合する選択肢や通学区域を分けることの是非」「避難所としての施設存続要望」「スクールタクシーの永続的実施要望」などの意見が出されたが、最終的に統合を進めることに了承。
令和4年8月6日	南小学校の統合にかかる地元説明会（千々町）（30名） ⇒「学校存続の思いはあるが、児童数見込みから考えると統合は致し方ない」「避難所としての施設存続要望」「閉校に向けた取り組みへの支援」などの意見が出されたが、最終的に統合を進めることに了承。
令和4年9月1日	「長崎市立南小学校の統合について」要望書を受理 ⇒南小学校の統合を求めると、併せて「統合時期を令和6年4月1日とすること」「スクールタクシーの運行」「交流授業の積極的な実施」「跡地活用に係る速やかな協議開始」を要望する旨の書類が育友会長及び自治会長連名で提出された。

5 通学区域



地理院地図 ※長崎市における位置



	関係校
	主要集落
	主要道

統合校への通学距離 (道のり)	南小学校		茂木小学校
		約 9.5 k m	

6 要望書

長崎市教育長 橋田 慶信 様

長崎市立南小学校の統合について

日頃より、南小学校区の子どもたちのためにご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、南小学校につきましては、少子化の影響を受け、児童数の減少が続き、近年著しく学校の小規模化が進んでおります。

平成29年5月から教育委員会の統廃合計画（案）をもとに、南小学校と隣接する小学校との統合について、教育委員会、保護者、千々町自治会及び大崎町自治会との間で意見交換を続けてきましたが、令和4年7月1日に行った保護者での協議、また、同年8月5日及び6日に開催された地元説明会での結果を受け、次のとおり今後の方針を決定いたしました。

つきましては、この方針に沿って、今後の手続きを進めていただくようお願いいたします。併せて、次のとおり要望いたしますので、よろしくお取り計らいください。

1 今後の方針

令和6年4月1日に南小学校を茂木小学校へ統合する。

2 統合に伴う要望

- (1) 今年度、南小学校には4年生は在籍しておりません。保護者として、現5年生までは、南小学校で卒業させたいと考えますので、この学年が卒業する令和6年3月末をもって閉校する取り扱いとしていただきたい。
- (2) 統合後の茂木小学校への通学にあたっては、公共交通が脆弱であるこの地区の事情をふまえて、専用のスクールタクシーの運行を行うことで、子どもたちの通学の安全確保と負担軽減を図っていただきたい。
- (3) 統合決定後、南小学校と茂木小学校の児童の交流を出来る限り行ってほしい。特に統合後に茂木小学校に編入することになる現3年生以下の低学年については、積極的に行っていただきたい。
- (4) 統合後の南小学校跡地の活用検討については、統合決定後に、地元と関係課で速やかな協議開始が出来るよう配慮してほしい。このことについて、教育委員会から関係課に対し、働きかけるようお願いしたい。

令和4年9月1日

南校区連合自治会長
(千々町自治会長)

森 安廣

大崎町自治会長

山崎 勝則

南小学校育友会長

山崎 貴子



7 スクール専用交通制度 (令和3年11月市議会定例会教育厚生委員会資料より抜粋)

(1) 目的

小中学校の統合に伴って遠距離での通学が必要となる地域において、公共交通機関の利便性が低いなどの理由から、通学手段として、スクールバス等に代表される「スクール専用交通」の導入を進め、児童生徒の通学に伴う心身的負担の軽減及び事故等からの安全性の確保を図る。

(2) 現況

文部科学省の通学に関する考え方として、通学距離は小学校で概ね4キロメートル以内、中学校で概ね6キロメートル以内を基準として定め、通学時間は1時間以内を目安として示している。

このことから長崎市では、文部科学省基準の距離・時間を採用し、統廃合に関わらず、要綱で定める距離を超える通学の場合には、公共交通機関等による通学を認め、保護者に対し交通費等を補助している。

(3) 課題

市内の公共交通機関における、中心市街地と各地区の主要地点間の運行状況は、利用客も多く運行便数も充実していることから、概ね30分以内に1便以上の便数が確保されており、これら地域における通学では、支障は少ないものと考えられるが、周辺部では通学に利用できる公共交通機関が存在しない、または、存在しても利便性が低い地区があることから、児童生徒数の減少による学校統合に伴い、遠距離通学が発生するケースでは、通学手段の確保が統合の課題として挙げられる。

(4) 対応策

長崎市では児童生徒の通学は原則徒歩としているが、通学距離や時間などの条件により、これが困難な場合には、公共交通機関等の利用を認め、通学費等を補助し義務教育の円滑な実施を図っている。

しかしながら、学校統合における児童生徒の登下校に合わせた運行ダイヤの調整は、一般利用者の利便性を損なうおそれがあることや、そもそも運行事業者の経営方針などからダイヤ調整や増便が難しい地区も多く、統合後の公共交通機関での通学に伴って、児童生徒の心身に与える負担が大きくなるとともに、通学時の安全性等の確保も難しくなってくることが想定されることから、公共交通機関の利用以外に、新たに通学手段としてのスクール専用交通の導入を進めることで上記問題の最小化を図る。

(5) 方針

ア 今後の学校統廃合に限って、遠距離での通学が必要となる地区のうち、公共交通機関の利便性の低いなどの地区には、一定の要件を満たす場合にスクール専用交通を導入する(スクール専用交通は、バスもしくはタクシーを想定)

イ スクール専用交通の利用者は、原則、今後の統廃合に伴って影響を受ける児童生徒とし、利用料金は無料とする。

ウ スクール専用交通の導入期間は、統合後5年間とし、その後の期間延長等については、地域の公共交通機関の運行状況等を勘案し、継続も含め判断する。

(6) 導入要件

前提条件として、文部科学省の通学距離要件である小学校で概ね4キロメートル、中学校で概ね6キロメートルを超える地区であり、次の条件の「いずれか」に該当すること。

ア 通学に利用できる公共交通機関が無い地区であること。

イ 通学に利用できる公共交通機関はあるものの、それを利用した場合でも通学時間が1時間を超える地区であること。

ウ 通学に利用できる公共交通機関を使って1時間以内に通学できるものの、毎日の通常日課終業後に、公共交通機関の待合時間が、全学年とも30分を超える地区であること。

エ 通学に利用できる公共交通機関を使って1時間以内に通学でき、毎日の通常日課終業の後に、公共交通機関の待合時間が、全学年とも30分を超えることはないものの、地域事情により登下校における安全性の確保が難しいと教育長が認める地区であること。

8 長崎市立小学校条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
長崎市立日見小学校	長崎市界2丁目14番1号	長崎市立日見小学校	長崎市界2丁目14番1号
[略]	[略]	[略]	[略]
長崎市立茂木小学校	長崎市茂木町283番地2	長崎市立茂木小学校	長崎市茂木町283番地2
[削る]		長崎市立南小学校	長崎市千々町513番地
長崎市立戸町小学校	長崎市戸町2丁目9番1号	長崎市立戸町小学校	長崎市戸町2丁目9番1号
[以下略]		[以下略]	